

引越しワンストップサービスの運用開始について

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)による住民基本台帳法の一部改正及び令和4年6月7日閣議決定に基づき、マイナンバーカード所有者を対象に、行政手続のオンライン窓口であるマイナポータルを通じ、オンラインによる転出届、及び転入(転居)予約を行うサービスを開始する。

1 概要

全自治体で転出・転入手続きのオンライン/ワンストップ化する取り組みであり、オンラインにより届出することで、手続き漏れや書類作成の手続負担の軽減、窓口での対応時間短縮を図る。

- (1) マイナポータルからオンラインで転出届を提出することで、転出届のための来庁は不要となる。
- (2) 転入時には来庁する必要はあるものの、転入届への基本的な記入は署名欄のみで、予約情報(転出証明書情報を含む)を基に事前準備をしておくことから、窓口での対応時間が短縮される。

2 手続きの流れ

- (1) マイナンバーカードを用い、マイナポータルからオンラインで転出届と転入予約を同時に行う。(来庁不要)
- (2) マイナポータルを通じ、転出地には転出届が、転入地には転入予約情報が届く。
- (3) 転出地において転出届の審査後、転入地に対し、転出証明書情報(氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等)を通知する。
- (4) 転入地において、転入予約情報、及び転出証明書情報を基に、転入届の作成など、転入に関する事前準備を行う。
- (5) 転入予約日に転入地に来庁し、転入手続を行う。(来庁必要)

3 今後のスケジュール

令和5年1月25日 区報ぶんきょう、区ホームページ等にて周知
2月6日 運用開始

4 その他

将来的には国民健康保険、介護保険などの手続きのほか、原付自転車の廃車/登録、犬の登録事項変更届などの関連手続きも実施予定。